

2020年6月24日
沖縄電力株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置について (支払期日の延長および対象月分の追加)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、電気料金の支払期日^{*1}を延長する特別措置^{*2}を講じております。(2020年3月19日、4月24日、5月13日にプレスリリース済)

この度、新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急事態宣言は全面解除されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、下記の通り、特別措置の内容を再度拡大することとし、2020年6月22日に「特定小売供給約款以外の供給条件」、「離島供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可・承認申請し、本日、認可・承認を受けましたのでお知らせします。

記

<当社と電気需給契約があるお客さま>

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けているまたは受けようとしており、かつ、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま、または、当社に特別措置適用の申出をされ、一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日を原則として各々4ヶ月間延長し、5月分の電気料金の支払期日を原則として3ヶ月間延長し、6月分の電気料金の支払期日を原則として2ヶ月間延長し、7月分の電気料金の支払期日を原則として1ヶ月間延長いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日^{*3}が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※1：検針日の翌日から30日目までの期間

※2：電気料金の支払期日について、3月19日以降、2020年3月分、4月分、5月分を1ヶ月間延長することとし、4月24日以降、2020年3月分、4月分についてさらに1ヶ月間延長することとし、5月13日以降、2020年3月分、4月分、5月分についてさらに1ヶ月間延長および新たに6月分を1ヶ月間延長することとしたもの。

※3：原則として検針日

3. 特別措置の申込方法

新たに、この特別措置の適用を希望されるお客さまは、各支店・営業所にてお電話でお申込みを受付いたしますので、下記連絡先までお問い合わせください。

なお、既に特別措置の適用を受けている場合、再度のお申込みは必要ございません。

◆沖縄電力各支店・営業所

電話番号：0120-586-391（コールセンター）

098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話

受付時間：月～金 8：30～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）

<新電力をはじめとした電力会社さま>

1. 特別措置の適用対象

当社と接続供給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けているまたは受けようとしている電気の利用者を需要者とする供給地点で、かつ、契約者から当社に特別措置適用の申出をされた供給地点、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した電気の利用者を需要者とする供給地点で、かつ、契約者から当社に特別措置適用の申出をされた供給地点

2. 特別措置の内容

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月分および4月料金計算分を原則として各々4ヶ月間延長し、5月料金計算分を原則として3ヶ月間延長し、6月料金計算分を原則として2ヶ月間延長し、7月料金計算分を原則として1ヶ月間延長いたします。

ただし、料金算定日の延長は、料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望される契約者は、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

◆沖縄電力ネットワークサービスセンター

電話番号：098-877-3225（直通）

受付時間：月～金 8：30～12：00、12：50～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）

以 上